

酒類規制に関する誓約書

本企画は第 66 回京都大学 11 月祭において、「第 66 回京都大学 11 月祭 酒類規制細則」に従い、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. アルコール度数が 15%を超える酒類を持ち込まないこと。
2. 一度に純アルコール量が 15g を超える酒類を提供しないこと。
3. 酒類の提供に携わる可能性のある場合、酒類提供者専用のリストバンドを着用すること。
4. 酒類を提供する際、酒類提供を受ける者が 11 月祭本部の発行する有効なアルコールパスポートを着用していることを必ず確認し、チェックを所定欄に入れること。
5. 酒類提供を受ける者が有効なアルコールパスポートを着用していない場合、酒類提供を受ける者が泥酔している場合、その他酒類の提供が不相当と判断される場合には、酒類を提供しないこと。
6. 酒類はコップに注いで提供し、コップには専用のシールを貼付すること。
7. 持ち込む酒類を酒類提供を受ける者への提供以外の用途に用いないこと。
8. 「第 66 回京都大学 11 月祭 酒類規制細則」に定められた禁止事項に該当する行為や酒類に関連する問題行為を行わないこと。
9. 前項に違反した場合、「第 66 回京都大学 11 月祭 酒類規制細則」に定められた措置に従うこと。
10. 今年度の 11 月祭で実施される酒類規制について、企画に関わる者に十分に周知し、遵守させること。

以上

令和 6 年 月 日

企画コード： -

企画名：

団体名：

署名：

印